官

リ塩化ビフェニル処理物

解施設 廃ボリ塩化ビフェニル等又はボじ。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分フェニルを含む。以下この号において同

〇環境省令第十八号

規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定め廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の二の五第一項の・・・・・・・・・・・・

令和二年七月十六日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を注す。

環境大臣

小泉進次郎

うに改正する。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)の一部を次のよ廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)の一部を次のよ

下に追加する。 本で、改正的欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これをに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これをに改め、改正前欄に掲げる対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよう傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる大に追加する。

み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビ	化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込	四の三 廃ポリ塩化ビフェニル等 (ポリ塩	一~四の二 (略)	のものに限る。)とする。	一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類	該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第	に応じ、当該各号に定める一般廃棄物(当	の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類	一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次	第十二条の七の十六 法第十五条の二の五第	象となる一般廃棄物)	廃棄物処理施設の設置についての特例の対	(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般	改正後
		(新規)	一〜四の二(略)	のものに限る。)とする。	一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類	該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第	に応じ、当該各号に定める一般廃棄物(当	の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類	一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次	第十二条の七の十六 法第十五条の二の五第	象となる一般廃棄物)	廃棄物処理施設の設置についての特例の対	(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般	改正前

3 | れたものについては、この限りでない。 集されたものに限る。ただし、非常災害の 般廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収 同様の性状を有する一般廃棄物とする。 物処理施設において処理する産業廃棄物と 令で定める一般廃棄物は、前項の規定にか での間において、他の一般廃棄物と分別さ 分する一般廃棄物であって、処分されるま ために必要な応急措置として第二条の三第 かわらず、令第七条各号に掲げる産業廃棄 号の規定による市町村の委託を受けて処 第一項第一号から第五号までに定める一 (産業廃棄物処理施設において処理する一 2 |

第十二条の七の十七 法第十五条の二の五第 般廃棄物に係る届出) 項の環境省令で定める事項は、次のとお

官

八

りとする

び地域 害により当該一般廃棄物が生じた時期及 前条第二項の場合にあつては、非常災

2 3

出をした者に交付するものとする。 次に掲げる事項を記載した受理書を当該届 項の規定による届出を受理したときは、 都道府県知事は、法第十五条の二の五第

び地域 害により当該一般廃棄物が生じた時期及 前条第二項の場合にあつては、非常災

(新規)

5

略

略

附 則

第一条 この省令は、 (施行期日) 公布の日から施行する。

 $2 \parallel$

きは、法第十五条の二の五第一項の環境省 非常災害により生じた廃棄物を処理すると 非常災害のために必要な応急措置として

の間において、他の一般廃棄物と分別され する一般廃棄物であって、処分されるまで 号の規定による市町村の委託を受けて処分 されたものに限る。ただし、非常災害のた 廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集 めに必要な応急措置として第二条の三第一 般廃棄物に係る届出) たものについては、この限りでない。 (産業廃棄物処理施設において処理する) 前項第一号から第五号までに定める一般

特例に関する省令等の廃止に伴う経過措置)

第十二条の七の十七 法第十五条の二の五第 りとする 項の環境省令で定める事項は、 次のとお

〈八 (新規) (略)

2 •

4 出をした者に交付するものとする。 次に掲げる事項を記載した受理書を当該届 項の規定による届出を受理したときは、 都道府県知事は、法第十五条の二の五第 略)

(新規)

(新規) 五・六 (略

> 特例に関する省令等の廃止) び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の 二条 次に掲げる省令は、廃止する。

(平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及

物の特例に関する省令(平成三十年環境省令第十六号) 及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄 平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理

棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定め 平成三十年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃

する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令(令和元年環境省令第八号) を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定 る一般廃棄物の特例に関する省令(平成三十年環境省令第二十号) 令和元年八月から九月の前線に伴う大雨による災害により特に必要となった一般廃棄物の処理

う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する 令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行

び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の (平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及 環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令(令和元年環境省令第十三号)

第三条 附則第二条の規定による廃止前の同条各号に掲げる省令(以下この条において「旧特例省令」 りされた届出(以下この条において「旧届出」という。)については、なおその効力を有する。 の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十七の規定によ と総称する。)の規定は、この省令の施行前に旧特例省令の規定により読み替えて適用してこの省令

よりされた届出とみなす。 令の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十七の規定に

旧届出は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧特例省令の規定によりこの省